

# カード型障害者手帳 Q&A

## Q1.カード形式と紙形式の両方の手帳を持つことはできますか？

A. いずれか一つしか所持することができません。

カード形式への変更を希望される場合には、カード形式をお渡しする際に、現在お持ちの障害者手帳は市に返還していただきます。（窓口でカードと紙を交換します。）

## Q2.カード形式と紙形式の違いは何ですか？また、カードのメリット・デメリットはありますか？

**紙形式とカード形式の手帳で、受けられるサービスに違いはありません。**

【カード】

- 耐久性に優れたプラスチック製のカードで、運転免許証や健康保険証と同じ大きさです。大まかなデザインについては、ホームページに掲載しているリーフレット（区役所・地区の障害担当の窓口でも配布しています。）で御確認ください。
- 偽造防止などを目的に、レーザーマーキング印字を採用しているため、顔写真は白黒で表示されます。（写真をカラーで提出いただいても、カードには白黒で表示されます。）
- 他のカード類と区別するため、カードの右上に切り欠きがあります。また、3種類の手帳を区別するため、切り欠き付近に浮彫り加工をします。ICチップ等は搭載されていません。
- 身体障害者手帳のカード型手帳の障害名は、紙の手帳の障害名と異なり、記載内容が変更されますので、市のホームページ下部に記載の「身体障害者手帳カードの障害名について」を必ずご確認ください。

市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132733.html>

カード型手帳の主なメリット・デメリットをまとめると、主に以下のようになります。

### カード型手帳の主なメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>携帯しやすい。</b> （保険証、免許証と同じサイズです。）</li><li>• <b>紙形式と比べて丈夫</b> （紙のように破れることはありません。）</li><li>• <b>偽造防止加工が施されている。</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>顔写真は白黒で出来上がる。</b></li><li>• <b>住所変更などを記載するスペースが狭い。</b> （余白がなくなった場合等には、再発行が必要になります。）</li><li>• <b>身体障害名は紙形式と比べて、簡易な表記になる。</b></li><li>• <b>文字が小さい。</b></li><li>• <b>お渡しまでに時間がかかる。</b> （制度開始後は、令和4年1月以降、順次お渡しするほか、令和4年以降申請された場合も、申請から1か月半から2か月ほどお時間をいただきます。）</li></ul>

### Q3.いつ、カード型手帳がもらえますか？

A. 令和4年1月から順次お渡しを開始しますが、お渡しの準備ができ次第、郵送でお知らせいたします（カードの作製状況によって、お渡し時期が前後する可能性があります）。お受け取りの際には、お住まいの地区の窓口へお手元の手帳を持参いただき、カード型手帳と交換してお渡しします。

### Q4.手数料はかかりますか？

A. カードの発行手数料は無料です。

### Q5.代理で申請はできますか？

A. 可能です。申請者欄に代理申請される方の氏名・住所等を記載してください。

### Q6.手帳を紛失したため、手元に手帳がない場合はどうしたらよいですか？

A. 通常どおり、紛失再交付の手続きを行ってください。

当面は紙形式の手帳が発行されますが、カード型手帳を御希望であれば後日紙形式の手帳と交換してカード型手帳をお渡しできますので、窓口にて御相談ください。写真が2枚必要になります。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、顔写真がなくても発行できますが、顔写真付きのカード型手帳を希望する場合は、申請時点で顔写真が必要になります。

### Q7.再認定（身体障害者手帳）・再判定（療育手帳）・更新（精神障害者保健福祉手帳）の時期は手帳のどこを見ればわかりますか？

A. 【身体障害者手帳】

- 障害名を記載している欄に再認定時期の年月が書いてあるのでそちらをご覧ください。年月の記載がなければ再認定はありません。

【療育手帳】

- 写真を貼り付けてある欄の隣のページに再判定時期の年月が書いてあるのでそちらをご覧ください。年月の記載がなければ再判定はありません。

【精神障害者保健福祉手帳】

- 写真を貼り付けてある面の隣のページに有効期限が書いてあるのでそちらをご覧ください。

### Q8.郵送で申請する場合、申請書はどこから手に入れますか？

A. 区役所・地区の障害担当の窓口のほか、川崎市のホームページからダウンロードできます。

### Q9. カード型手帳ができあがった旨の連絡は、障害者本人の住所や連絡先以外にお知らせしてもらうことはできますか？

A. カード型手帳が出来上がりましたら、お知らせを郵送します。郵送先を別にしたい場合には、

申請書の「お知らせ送付先住所」に郵送先住所を記載してください。

**Q10. カード型手帳を申請したら、どのくらいの期間で、カード型手帳が交付されますか？**

A. 令和3年10月の制度開始後のしばらくの間は、令和4年1月以降に交付予定であり、しばらく時間をいただきます。令和4年1月以降は、写真の画質調整などに問題がない場合には、申請から概ね 1か月半~2か月程度かかります。

**Q11. カード型手帳を交付希望したが、紙形式の手帳に戻したいときには、どうしたらよいでしょうか？**

A. 区役所の窓口にて、写真を添えて、申請してください。